

件名	愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課（保健福祉課 医療対策室）
根拠法令等	

【改正の概要】

1 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正

平成 20 年度に独立行政法人国立病院機構が設置する看護学校と同額とすることを基本とする。

入学年次	入学選考料	入学料	授業料
17 年度	2,200 円	0 円	80,400 円
18 年度	8,200 円	43,400 円	147,000 円
19 年度	14,200 円	86,800 円	213,600 円
20 年度以降	20,000 円	130,000 円	280,000 円

2 愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正

上記歯科技術専門学校と同じ。

3 愛媛県立医療技術短期大学条例の一部改正

(1) 愛媛大学の授業料の改定額に準拠して引き上げる。

入学年次	科目履修生等	研究生	学生
現 行	1 単位につき 14,400 円	月額 28,900 円	年額 379,200 円
17 年度	改定しない	改定しない	年額 386,400 円
18 年度以降	改定しない	改定しない	年額 390,000 円

(2) 医療技術大学等他の大学との単位互換協定を締結した場合に授業料の相互不徴収ができるようにするため、授業料の減免事由に「特別の事情により必要があると認める者」を追加する。

4 愛媛県立医療技術大学条例の一部改正

愛媛大学の授業料の改定額に合わせて引き上げる。

入学年次	科目履修生等	研究生	学生
現 行	1 単位につき 14,400 円	月額 28,900 円	年額 520,800 円
17 年度	改定しない	改定しない	年額 530,400 円
18 年度以降	改定しない	改定しない	年額 535,800 円

施行日	平成 17 年 4 月 1 日施行（歯科技術専門学校及び看護専門学校における平成 20 年までの 3 年間の段階的引き上げは経過措置で規定）
-----	--

【その他参考事項】